

【報告（２）】

新発田病院通院対応高速のりあいタクシー事業運行計画について

令和７年１０月から、道路運送法第２１条第２項に基づき、新潟県立新発田病院を目的地とする乗合タクシーの実証運行を行う。

※道路運送法第２１条の許可に基づく運送とは、貸切バスや一般タクシーが、災害や緊急時、または一時的な需要に応じて乗合旅客を運送する場合に国土交通大臣から得る許可。地域住民のニーズに合うかどうかの実証運行も可能。

○事業の概要

新発田病院通院対応高速のりあいタクシー

運行主体	村上市地域公共交通活性化協議会
運行区域	村上市内の乗降場所から県立新発田病院まで
運行日	月～金（祝日、12/29～1/3 運休）
運行便及び 運行時刻	行き １便（ 7:40 道の駅朝日～ 9:15 県立新発田病院） ２便（12:15 道の駅朝日～13:50 県立新発田病院） 帰り １便（ 9:25 県立新発田病院～11:00 道の駅朝日） ２便（14:00 県立新発田病院～15:35 道の駅朝日）
乗降場所	【村上市内】道の駅朝日・村上市役所・中央図書館前・村上駅 ・神林支所前・荒川支所前 【新発田市内】・県立新発田病院
運行形式	デマンド運行（完全予約制）
利用人数	最大９人
予約先	予約受付センター
運賃	片道一律1,000円
運行事業者	株式会社瀬波タクシー、株式会社はまなす観光タクシー、 藤観光タクシー株式会社、岩船タクシー株式会社
その他	・道路運送法第 21 条運行第 2 項 ・実証運行期間 1 年間（令和 8 年 9 月まで） ・割引、予約時間等村上市高速のりあいタクシーに準拠

【運行時間の目安（行き 1 便）】



【本格運行移行判断基準】

- ・乗合率（利用人数÷運行便数）1.51 人/便以上